

関係者ヒアリングの結果概要について

今後の出入国在留管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する関係者ヒアリングを実施するもの。

【開催状況】 ★は今回の報告対象。

○令和２年度

- ・第１回 ２月１９日（金） 佐賀県鳥栖市市民環境部市民協働推進課
下川 有美 氏
- ・第２回 ２月２２日（月） ＮＰＯ法人国際活動市民中心（ＣＩＮＧＡ）
新居 みどり 氏
- ・第３回 ３月 ５日（金） 株式会社オリジネーター，一般社団法人外国人
雇用協議会，一般社団法人国際人流振興協会
工藤 尚美 氏
- ・第４回 ３月 ９日（火） 日本行政書士会連合会
- ・第５回 ３月１０日（水） ランゲージワン株式会社
カブレホス セサル 氏
- ・第６回 ３月１５日（月） 内定ブリッジ株式会社
浅海 一郎 氏
- ・第７回 ３月１６日（火） 一般財団法人自治体国際化協会（ＣＬＡＩＲ）
- ★第８回 ３月２６日（金） 神奈川県横浜市教育委員会事務局
学校教育企画部小中学校企画課
土屋 隆史 氏
- ★第９回 ３月２６日（金） 静岡県浜松市教育委員会学校教育部指導課
教育総合支援センター 外国人支援グループ
櫻井 敬子 氏
- ★第１０回 ３月３０日（火） ＮＰＯ法人青少年自立援助センター
田中 宝紀 氏

○令和３年度

- ★第１回 ４月 ６日（火） 一般社団法人 kuriya
海老原 周子 氏
- ★第２回 ４月 ８日（木） 認定ＮＰＯ法人多文化共生教育ネットワークかながわ
高橋 清樹 氏
- ★第３回 ４月 ９日（金） 一般財団法人外国人材共生支援全国協会（ＮＡＧＯＭｉ）

- ★第4回 4月12日(月) 桃山学院教育大学
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 先生
- ★第5回 4月14日(水) NPO法人愛伝舎
坂本 久海子 氏
- ★第6回 4月16日(金) 東京外国語大学
小島 祥美 先生
- ★第7回 4月20日(火) 三重県鈴鹿市
- ★第8回 4月21日(水) 一般社団法人日本海外協会
林 隆春 氏

【結果概要】

令和2年度

・第8回(令和3年3月26日)

神奈川県横浜市教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課

土屋 隆史 氏

(意見のポイント)

- 在留カードに記載されている氏名が正式な名前として扱われるところ、卒業証書には正式な名前を記載する必要があるため、在留カードに漢字併記のない生徒やその保護者から卒業証書に漢字の記載を求められても対応できない。この問合せは毎年数多くあるが、在留カード交付申請書に中国語訳があれば、申請時の誤解が減少し、トラブルが減るのではないか。
- 就学の児童生徒については、外国人学校に在籍している者、インターナショナルスクールに通っている者、そもそも日本に住んでいない者等も含まれていることがある。出入国の状況が分からないので教員が個別に訪問して確認するなどしているが、正確な把握が難しい。
- 今、入学してきた外国籍等児童生徒が学校にいい思い出を持ってくれば、将来的に日本の良き理解者になってくれる。どの国の保護者も子供の教育に関心がない人はいないのだから、子供を学校に安心して預けることができる環境づくりは重要。

・第9回(令和3年3月26日)

静岡県浜松市教育委員会学校教育部指導課教育総合支援センター外国人支援グループ

櫻井 敬子 氏

(意見のポイント)

- 日本語指導の必要な児童の支援において重要なのは、児童の母語や母文化を大切にする環境づくり、自分で学習する力の育成、そして夢や希

望を持つことができるような指導。

- 浜松市の就学ガイダンスでは日本語能力，前学校の状況，発達障害等診断の有無，宗教等あらゆることを聞き取り，支援に活かしている。国ごとに学校制度が異なることから，就学ガイダンスにおいて日本の学校制度を説明することは重要。
- 在留資格のない子供は相談に来ないと把握できないため，自治体に転入してきた時に追跡できるシステムがあると良い。
- 日本生まれの外国籍の子供が日本語も母語もどっちつかずとなっていることがある。母語を意識して教えないと母語の能力が育たず，親子の会話ができなくなる。
- 子供は日本の学校に入れば日本語が上達するが，親はそうではないため，親子で地域社会の中で日本語を学ぶことができるシステムがあるとよい。

・第10回（令和3年3月30日）

NPO法人青少年自立援助センター 田中 宝紀 氏

（意見のポイント）

- YSCグローバル・スクールにおいては主に外国にルーツを持つ子供を受入れ，日本語教育等を実施している。在籍している生徒の多くは10代半ばであり，学齢期を超過した者や，進路未定のまま中学を卒業した者等。これら15歳以上の高校進学希望者や就労希望者の受け皿がほとんどない。夜間中学では彼らのニーズに合わないのが現状。
- オンライン授業も行っているが，オンラインでできることは当然限りがあり，特に地域情報は提供することができないため，子供の身近にいる学校教員や国際交流協会等，地域支援者との連携が不可欠。
- 高校受験に際して，外国ルーツであるものの日本国籍を有している，あるいは来日から一定年数が経っているなどの事情により，外国人枠を利用できない生徒もいる。できるだけ生徒が希望どおりに進学できるよう地域の高校とも連携しつつ支援をしている。
- 最近は校内奨学金制度を利用する生徒が増え，コロナ禍により生徒の家庭が経済的影響を受けていると感じる。
- 仮放免中の外国人の子供は非常に不安定な立場にあり，改善が必要だと感じる。
- 入国前の外国人に行政が十分な情報提供を行うべき。来日のタイミングやどの自治体に居住するか等により，子供が受験の際に外国人枠を利用できない等，生活や進路に大きな違いが生じうるが，それを認識せず

に来日する人が多い。

令和３年度

・第１回（令和３年４月６日）

一般社団法人 kuriya 海老原 周子 氏

（意見のポイント）

- 外国ルーツの若者の悩みは、学力不足、ロールモデルの不在、在留資格の問題、経済力の問題等、複合的な要因に拠るものであることが多いため、それぞれに応じた対応が必要。
- 在留資格「家族滞在」「公用」をもって在留する若者は奨学金等の支援を受けられない問題があるため、対象要件の緩和が認められると良い。
- 外国ルーツの高校生を支援するにあたり、高校教員のみならず、カウンセラーやソーシャルワーカー等の外部人材を登用し、「チーム学校」として対応することが必要。また、支援の網からこぼれ落ちてしまう若者もいるため、学校内外で連携しながら複層的に進むと良い。
- 外国人への情報発信においては、外国人コミュニティの中に入って関係性を構築する人が必要。また、支援団体や外国人コミュニティのキーパーソンとの連絡会議を利用するなどの方策があると良い。
- コロナ禍を受けて外国人の孤独・孤立は深まったと感じる。国で外国人の孤立・孤独について実態把握を行い、課題を可視化してほしい。
- 進路未定のまま高校を卒業し、日本語を学びたいが日本語学校は学費が高くてなかなか入学できないという若者がいるため、ニーズ把握を始めとし、日本語等支援策を検討してほしい。
- 外国人支援の仕事で経済的に安定した生計を立てることは難しい状況がある中、高齢化も進んでおり、若手が育っていない。人材確保が課題と感じる。人件費を補填する等人材を育成する仕組みが必要。

・第２回（令和３年４月８日）

認定ＮＰＯ法人多文化共生教育ネットワークかながわ（ME-net）

高橋 清樹 氏

（意見のポイント）

- 外国人生徒の日本語能力や教育環境の違いを踏まえた公正な高校入試制度が必要。また、外国人生徒の個別のニーズに対する特別支援教育を全国に展開することが必要。
- 外国につながる子供の支援のために、市町村別、年齢別、在留資格別

の詳細なデータに基づく実態把握及び支援方法の検討が必要。

- 多文化化・多様化に対応できる人材を大学や専門学校で育成することが必要。
- 在留資格「家族滞在」で在留する若者の就職，在留資格変更のために，彼らが就労できる制度の周知，在留資格の書類手続の簡素化やオンライン申請の促進が必要。
- 難民認定申請中の子供，オーバーステイの子供や在留資格「家族滞在」の子供の地位は不安定になりやすいため，彼らのための支援窓口があると良い。
- 外国人支援における自治体間格差を解消するために，国が自治体とNPO等との連携を支援してほしい。
- 国の支援の下，複合的な課題に対応できる多文化ソーシャルワーカーを各自治体において養成してほしい。
- 外国籍の不就学の子供をなくすために，行政と学校が連携し，学齢期の子供が来日した段階で学校につなぐ仕組みが必要。

・第3回（令和3年4月9日）

一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMI）

（意見のポイント）

- 技能実習制度において，コミュニケーション欠如が失踪など諸問題の主要因であり，日本語能力検定N5取得を外国人材への入国要件とすべき。
- 在留資格「留学生」「技術・人文知識・国際業務」について，偽造書類対策として，在留資格審査に際し，主管官庁作成の卒業認定書，成績認定書の提出を義務化すべき。
- 技能実習機構による監理団体・実習実施者に対する検査と，悪徳業者に対する処分を強化すべき（人権侵害対策）。
- 技能実習生及び日本語学校留学生の借金を適正化すべき。
- コロナ禍を受けて雇止め等の困難に直面している技能実習生について，監理団体が保護し，事態の更なる悪化を食い止めている点を評価・サポートすべき。その上でマッチング支援の拡充等が必要。
- 技能実習生の入国後講習における日本語教育を充実させるべく更なる支援が必要。
- 来日目的によって外国人が求める日本語は異なる。日本語基礎テストに上位級を創設するなど，中長期在留する外国人のコミュニケーション能力を図る試験を用意してはどうか。

- 日本語教育機関や大学に対する実地調査や審査・処分を徹底するため体制強化が必要。また、これまでの調査・指導実績を公表すべき。
- 日系4世の受入れ制度における日本語能力要件を緩和すべき。
- ドラマ・アニメ・音楽等のコンテンツ輸出を強化し、外国人が日本語に触れる機会を増やしてはどうか。
- 技能実習生が社会生活上のルール等に関する情報を分かりやすい形で迅速に入手できるよう、監理団体、実習実施機関はもとより、生活指導員、技能実習指導員も活用すると効果的。
- これまで監理団体、実習実施機関等が経験してきた外国人材の健康上のトラブルとその対応事例などをノウハウとして共有すると効果的。また、通訳が同行しないと外国人患者を受け付けられない病院などもあるため、オンラインでの通訳対応や医療通訳者の配置を検討してほしい。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における防災・気象情報の周知・普及が特定の在留資格の外国人材を対象としているように読めるため、全ての外国人が対象となっていることを明確にすべき。
- コロナ禍を受けて解雇され、住居を失った技能実習生等について、公営住宅等へ入居できるような支援を検討すべき。
- 日系人等定住外国人が直面している高齢化問題について総合的対応策において現状認識・課題を明らかにし、施策の必要性を検討すべき。
- 各種行政サービスについて外国人が1か所で相談できるワンストップ相談センターを各地に設置すべき。また、自治体間において共生施策に関する先進的な取組を共有できる勉強会を定期的に設けるべき。
- 外国人を雇用する企業が関係法令のみならず言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生防止等のためのノウハウを共有できるよう「外国人雇用管理ハンドブック（仮称）」を作成し、啓発活動を行ってはどうか。

・第4回（令和3年4月12日）

桃山学院教育大学 オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 先生

（意見のポイント）

- いじめや差別をきっかけに心に傷を負う外国籍児童は多い。学校における多文化共生教育、また地域を巻き込む人権教育が必要。
- 母語の継承は重要。幼い頃に日本の学校等で母語を使うことに抵抗を感じ、母語を使わなくなってしまう、後から勉強し直す若者を沢山見る。これからいっそう多様化が進むであろうことを踏まえ、バイリンガルを励ますような環境作りをできると良い。

- 高校の特別入学枠など、義務教育後の進路に係る外国人生徒の支援体制には地域差があるため、地域差の解消が必要。
- 外国人生徒の高校中退の理由は学力、いじめ、経済面など複合的。保護者が日本の教育制度を理解していないことも理由の一つであり、保護者に高校進学的重要性を理解させる必要がある。
- 小中学校と比較すると高校は学習支援が不十分。取出し授業や母語支援が足りていない。
- 外国人生徒の保護者も不安定な環境にあることが子供に影響している。彼らを孤立させず、困ったときにどこに相談すべきか分かるような情報を提供することが必要。
- 外国人の子供の進路やキャリア形成においてロールモデルは重要。身近にロールモデルがいないのであれば、オンラインを利用してロールモデルになる人物と子供たちとの交流を設けられると良い。
- 外国ルーツの子供も日本社会を担う一員となる。彼らへの支援は将来の日本への投資になるという共通理解が必要。

・第5回（令和3年4月14日）

NPO法人愛伝舎 坂本 久海子 氏

（意見のポイント）

- 愛伝舎では外国人への情報発信に Facebook の有料広告を利用するなど、ピンポイントで需要のある外国人に情報が届くよう工夫している。外国人への情報発信に際してこのような言語別の発信等は効果的。
- 行政が発信する情報は文字量が多い、内容が難しい、通訳・翻訳の質に疑問があるなどの課題がある。簡潔な情報発信、通訳・翻訳の質の精査が必要。
- 外国人支援・多文化共生ネットワーク結成や他の協働事業を通じて他の団体と連携するようになり、支援が深まる、支援について相談できる、共同して政府に提言できるなどの効果があった。特に、外国人コミュニティと連携して当事者の声を直接聞けるようになったことは重要。
- 日本の人口減少が加速する中、外国人との共生に向けた取組は人口問題と絡めて考えるべき問題。企業等が外国人を社会の構成員として受け入れるという認識を持つよう、国において意識啓発をしてほしい。
- 在留外国人が増加する中で、NPO法人等が無償又は単年の事業予算で支援を引き受ける現状には限界があるため、継続的な予算事業とすることが必要。

・第6回（令和3年4月16日）

東京外国語大学 小島 祥美 先生

（意見のポイント）

- 外国人児童の不就学解消のため外国人教育に携わる業務を自治体で「職務」として位置付けてほしい。
- 学校が外国人児童の国籍や状況を正確に把握していないことがある。文部科学省が行う「学校基本調査」における「学校調査票」の項目に「学年別・国籍別」を加え、「不就学学齢児童生徒調査」の対象とすべきである。
- 公立高校入試における外国人生徒の入学枠や特別措置の有無には地域間格差があり、生徒の進路を大きく左右するため、格差の是正が必要。
- 学齢を超過した外国人生徒の学び直し支援を充実させてほしい。特に、全都道府県・政令都市における公立夜間中学設置は必須。
- 外国（人）学校である中等部を卒業しても、地域によっては公立高校の受験資格が認められない。これは、学校教育法施行規則における「その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」の解釈が自治体によって異なるためであり、解釈の統一化を図ってほしい。また、子供の健康・安全確保のため、外国学校に対しても全日制で集団活動を行うことを前提として学校保健安全法、日本スポーツ振興センター法（災害共済給付）、学校給食法を適用すべきである。
- 子供が教育を十分に受けられるか否かは、親の生活基盤の安定に左右される。第三国定住等で行っているプログラムを応用して、日本語を学ぶ機会を公的に支援するなどし、親の雇用状況の安定を図ってほしい。
- 長期滞在すると判断される外国人の子供及びその保護者に対して、入国時に就学案内を行い、その追跡を行ってもよいのではないか。

・第7回（令和3年4月20日）

三重県鈴鹿市市民対話課長 山田 昭弘 氏 ほか

（意見のポイント）

- 令和元年度から国際交流協会が主催となり、ボランティアの協力を得て、夏休み及び冬休み中の外国籍小学生に学習支援を実施している。新学期の学習に円滑につながられる等の成果も出ており、鈴鹿市を支える人材育成の観点からも事業の継続が望ましい。今年度までは独立行政法人福祉医療機構（WAM）の社会福祉振興助成事業を受けて開催しているが、来年度以降の運営費用が課題となっているため、今後の財政的援助をお願いしたい。

- 就学前児童に関する独自の取組として、公立保育所にポルトガル語とスペイン語の通訳ができるコーディネーターを配置し、相談業務や保護者対応等を行わせている。私立保育園も、外国籍園児の在籍数が多いところは通訳の配置、外国籍職員の雇用等を行っている。ただし、このような対応が可能な園はごく一部であるため、継続的な支援が必要である。
- 鈴鹿市内には日本語教室が3か所あり、全て地域のボランティアが運営しているが、スタッフの高齢化による人材不足が課題。外国人材雇用企業から受入れを依頼されることも増えているところ、コロナの影響もあり、現状のままでは教室運営が困難。企業の責務として雇用している外国人材への日本語教育を進めてほしい。また、国においては、オンライン学習のためのノウハウの教示、学習環境保持のための補助を検討してほしい。
- 外国人に対する情報発信においては、多言語化が課題。コロナに関連して各省庁が多言語で情報を発信しているものと承知しているが、各自治体が使ええる情報は引き続き多言語で提供してほしい。
- Facebook等のSNSを利用した情報発信はコストがかからず、効果的に外国人に情報を届けることができるため、外国人散在地域においても活用可能だと思われる。

・第8回（令和3年4月21日）

一般社団法人日本海外協会 林 隆春 氏

（意見のポイント）

- 1990年の入管法改正を受けて多数の日系人が労働者として入国したが、その後のバブル崩壊と企業のコストカット等により、社会保障等の対象から漏れてしまった。この世代は3～5年後に介護を要する年齢になるため、老人ホーム等のニーズが出てくると思われ、対応が必要である。
- 現在高齢の日系人の中には帰国して老後を過ごすことを希望するものの、家族・親族が日本にいる、日本と比して本国の福祉制度が脆弱等の理由により帰国しない（できない）状況にある人が多い。
- 現在支援をしている日系人の中には自分の雇用状況（直接・間接、正規・非正規など）を理解していない人が多い。コロナ禍を受けて出勤日を大幅に減らされている事例も多く見る。これらの人々は解雇されていないため、各種支援の対象として把握されていない。
- 生活保護を始めとする公的支援は全て申請主義のため、そもそも申請の方法が分からずに支援を受けられない人が多い。
- 火葬の習慣がない、遺骨を自宅で預かりたがらない等、葬儀を巡る考え方は国によって違うため配慮が必要。

- 日本海外協会の行った知立団地の全室調査のように、リアルな巡回調査による実態把握が必要。
- リーマンショック後の雇用整理や帰国支援事業により外国人コミュニティのメンターが帰国し、コミュニティ全体が深刻な打撃を受けた。コミュニティのリーダー不在は深刻な問題。
- 相談会、フードバンクなどの支援活動を数多く行っているが、現場でしか分からない現状があるため、行政の人も現場を見に来てほしい。また、外国人の話を根気よく聞いてほしい。

※詳細な結果概要については、出入国在留管理庁ホームページにおいて順次公表 (http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/other_hearing.html)